

令和6年那審第14号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年2月17日04時15分

沖縄県粟国漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.4トン

登 録 長 9.70メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 279キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年4月に進水し、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置を、同部中央部に舵輪を、同部左舷側に魚群探知機をそれぞれ備えた、そでいか旗流し漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和6年2月17日04時00分栗国漁港を発し、同漁港北方沖合の漁場に向かった。

ところで、栗国漁港は、沖縄県栗国島北東部に位置する南東方に開けた漁港で、四方をさんご礁に囲まれており、船舶が出入りするための、長さ約420メートル幅約50メートルの南北に延びる水路（以下「栗国水路」という。）が設けられていた。

a受審人は、栗国水路を出たところで一旦漂泊して、甲板上で係留索及び防舷材の片付け作業を行うこととし、04時05分栗国島灯台から059度（真方位、以下同じ。）2.07海里の地点に当たる、栗国漁港の第2防波堤南東端（以下「基点」という。）から053度410メートルの地点で、機関を中立運転とし、船首を315度に向けて漂泊を開始し、北東方からの波浪により233度の方向に0.2ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、栗国漁港北東部に拡延するさんご礁（以下「栗国礁」という。）に向かって圧流された。

漂泊を開始したとき、a受審人は、栗国礁まで60メートルとなり、その後栗国礁に向かって接近する状況であったが、甲板上での片付け作業を行うことに気をとられ、GPSプロッターを活用して栗国礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、栗国礁に向かって圧流され、04時15分

基点から053度360メートルの地点において、Aは、船首が270度を向いたとき、栗国礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、波高は0.5メートルないし1.0メートルで、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷船底外板に亀裂を伴う擦過傷及び機関室に浸水して主機に濡損を生じ、のち廃船処分された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、栗国漁港において、漂泊する際、船位の確認が不十分で、栗国礁に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、栗国漁港において、漂泊する場合、栗国礁に乗り揚げることをしないよう、GPSプロッターを活用して栗国礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、甲板上での片付け作業を行うことに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、栗国礁に向かって接近する状況に気付かないまま圧流されて栗国礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせたと見え、廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月13日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也